

精神保健福祉士賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、特別約款記載の事故（以下「事故」といいます。）により、他人の身体の障害（傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。以下同様とします。）または財物の損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。以下同様とします。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、労働争議または騒擾
- ③ 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する損害賠償責任

第4条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う損害の範囲は、次のとおりとします。

- ① 損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用
第22条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）の①に規定する損害の発生または拡大の防止および第22条（1）の④に規定する被保険者の他人に対する損害賠償請求権の保全もしくは行使のために必要または有益な費用
- ③ 緊急措置費用
上記②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 示談協力費用
第23条（当会社による解決）（2）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、当会社に協

力するために直接要した費用

⑤ 争訟費用・示談交渉費用

被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用

第5条（保険責任の限度）

- (1) 当会社は、第4条（損害の範囲）の①から③までについては、その合算額が保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）を超過する場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度として保険金を支払います。
- (2) 当会社は、第4条の④および⑤についてはその全額を支払います。ただし、第4条の①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、第4条の⑤の費用は、支払限度額の第4条の①の損害賠償金の額に対する割合によって、これを支払います。

第2章 基本条項

第6条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) 本条（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書（保険契約締結に際して、当会社が提出を求めた書類がある場合は、これを含みます。以下同様とします。）の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故が発生する前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条（2）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）に関する事項については、本条（2）の規定を適用します。
- (5) 本条（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条（5）の規定は、本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

- （1）保険契約締結の後、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- （2）本条（1）の事実がある場合（本条（4）ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）本条（2）の規定は、当社が、本条（2）の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合または本条（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- （4）本条（1）に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（1）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- （5）本条（4）の規定は、本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（調査）

- （1）被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- （2）当社は、いつでも本条（1）の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。
- （3）被保険者が、正当な理由がなく本条（2）の調査または請求を拒否した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）本条（3）の規定は、本条（3）に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第14条（重大事由による解除）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 上記①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重

大な事由を生じさせたこと。

- (2) 本条(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約の解除または解約の効力)の規定にかかわらず、本条(1)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第15条(保険契約の解除または解約の効力)

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第8条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、第8条(1)の事実が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、第8条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が本条(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 本条(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
- (5) 本条(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (6) 本条(5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款、特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条(保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1) 第11条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約が失効となる場合には、保険契約が失効した日の属する契約年度に対する保険料については、本条(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。
- (4) 本条(2)および(3)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第21条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定める最低保険料(以下「最低保険料」といいます。)の定めがないものとして計算します。
- (5) この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高は、それぞれ次の定義によります。
- ① 賃金
保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称のいかんを問いません。
 - ② 入場者

保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と世帯を同じくする親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。

④ 売上高

保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

第18条（保険料の返還—取消しの場合）

第12条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第19条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第7条（告知義務）（2）、第8条（通知義務）（2）、第10条（調査）（3）、第14条（重大事由による解除）（1）または第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 当社が、保険期間が1年を超える保険契約を解除した場合には、保険契約が解除された日の属する契約年度に対する保険料については、本条（1）の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

(3) 本条（1）および（2）の規定にかかわらず、当社が、第7条（2）、第8条（2）、第10条（3）、第14条（1）または第16条（3）の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合は、第21条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第20条（保険料の返還—解約の場合）

(1) 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 保険契約者が、保険期間が1年を超える保険契約を解約した場合には、保険契約が解約された日の属する契約年度に対する保険料については、本条（1）の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

(3) 本条（1）および（2）の規定にかかわらず、保険契約者が、第13条の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解約した場合は、第21条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

第21条（保険料の精算）

(1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

(3) 当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社はその差額を返還または請求します。

第22条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。

- ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この条において同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ 上記①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 本条（1）の①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 本条（1）の②もしくは③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 本条（1）の④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 本条（1）の⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（当会社による解決）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2) 本条（1）の場合には、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく本条（2）の協力に応じない場合は、当会社は、本条（1）の規定は適用しません。

第24条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。
- (3) 本条（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第25条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第4条（損害の範囲）の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- （３）保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または本条（２）の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（２）の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （４）支払限度額が、本条（２）の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第４条の②から⑤までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第26条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 公の機関が発行する事故を証明する罹災証明書、事故証明書等の書類
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 財物の損壊に係る事故の保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ⑧ その他当会社が第27条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （３）当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（３）の規定に違反した場合または本条（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、被保険者が第26条（保険金の請求）（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発

生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 本条(1)の確認をするため、次のいずれかに該当する特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① 本条(1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② 本条(1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 本条(1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(1)の事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ 本条(1)の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ 損害発生事由が、過去の判例または事例に照らして特殊な損害賠償事故である場合、高度な専門技術を要する業務に起因する損害賠償事故である場合、損害が広範囲にわたり同一事故による損害賠償請求権者が多数存在する場合等、事故形態が特殊である場合において、本条(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) 本条(2)に掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条(2)に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条(2)に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第28条(時効)

保険金請求権は、第26条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) 本条(1)の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第30条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) 本条（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

短期料率は、年間保険料に対し、下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1か 月 まで	2か 月 まで	3か 月 まで	4か 月 まで	5か 月 まで	6か 月 まで	7か 月 まで	8か 月 まで	9か 月 まで	10か 月 まで	11か 月 まで	1年 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

精神保健福祉士特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において第2条（業務の範囲）に規定する業務を遂行することにより、他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において、第1条（保険金を支払う場合）の業務とは、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第28条（登録）の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健および福祉に関する専門知識および技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けまたは精神障害者の復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導または日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備、自動車、航空機、エレベーター、エスカレーター、船舶もしくは車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）、動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 業務の遂行につき所定の資格および登録を受けていない者が遂行した業務行為に起因する損害賠償責任

第4条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に事故が発見された場合に限り、保険金を支払います。

第5条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第22条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）に掲げる事項のほか、事故発見の日時を、遅滞なく書面で当会社に、通知しなければなりません。

第6条（1事故の定義）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故に対する支払限度額または免責金額の適用において、1回の事故とは、同一原因または事由に起因して生じた一連の事故をいいます。
- （2）同一被障害者に対して行った一連の業務は、本条（1）に規定する同一原因または事由にあたるものとします。
- （3）本条（1）の一連の事故は最初の事故が発見された時にすべて発見されたものとします。

第7条（求償権の不行使）

当社は、普通保険約款第29条（代位）（1）の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第8条（読替規定）

この特別約款については、次のとおり普通保険約款を読み替えて適用するものとします。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合—その1）、第6条（保険責任の始期および終期）（3）、第8条（通知義務）（4）および第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定中「生じた事故」とあるのは、「発見された事故」
- ② 第7条（告知義務）（3）の③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第7条（5）の規定中「損害の発生した後」とあるのは「事故の発見された後」
- ④ 第7条（6）、第8条（5）、第14条（重大事由による解除）（2）、第16条（4）および附則（実施期日）（2）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」
- ⑤ 第14条（2）「損害の発生した後」とあるのは「事故の発見された後」
- ⑥ 第22条（事故発生時の義務および義務違反の場合）（1）の規定中「事故が発生したこと」とあるのは「事故が発見されたこと」
- ⑦ 附則（1）の規定中「事故が発生した場合」とあるのは「事故が発見された場合」

第9条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

人格権侵害補償特約（精神保健福祉士特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定ならびに精神保健福祉士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および第3条（保険金を支払わない場合）の②の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において精神保健福祉士の業務を遂行することに起因して、保険期間中に、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損、秘密漏えいまたはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および第3条（保険金を支払わない場合—その2）ならびに特別約款第3条（保険金を支払わない場合）（②を除きます。）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

第3条（保険責任の限度）

普通保険約款第5条（保険責任の限度）（1）の規定にかかわらず、当社は、普通保険約款第4条（損害の範囲）に規定する損害のうち①から③までの損害に対して、1回の事故について、その合計額が1,000円の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。ただし、1名につき100万円、1事故および保険期間中につき500万円を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。

管理財物補償特約（精神保健福祉士特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その2）の③の規定にかかわらず、被保険者が、日本国内において精神保健福祉士の業務の遂行のために一時的に使用または管理する財物（以下「管理財物」といいます。）の滅失、損傷または汚損に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険責任の限度）

普通保険約款第5条（保険責任の限度）（1）の規定にかかわらず、当社がこの特約の規定により保険金を支払う場合の支払限度額は、1回の事故および保険期間中につき100万円を限度とします。ただし、管理財物が現金または小切手である場合は、1事故および保険期間中につき10万円を限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を適用します。